

(株)國井特許に関する特許庁の判定のお知らせ

1. はじめに

株式会社國井の「まつげエクステンション用人工毛の装着方法」に関する特許 5955355号（以下「國井特許」といいます）の権利者が、あたかも「ボリュームラッシュ」といわれる施術方法が國井特許に抵触するものであるかのような指摘を行っている問題については、これまで、私どもは、特許を専門とする弁護士・弁理士を通じて、真摯に対応してまいりましたが、今般、特許庁より、「ボリュームラッシュ」といわれる施術方法が國井特許の発明の技術的範囲に属しないことを確認する判定（2017年3月31日付け）を得ることができましたので、ここにご報告させていただきます。

2. 「ボリュームラッシュは國井特許に抵触しない」との判定が示されました

判定といえますのは、特許庁が、判定対象の権利侵害の可能性について厳正・中立的な立場から判断を示す制度でありますところ、このたび、私どもが依頼した弁護士・弁理士の申立によって得られた特許庁の判定（2017-600002、2017-600003、2017-600001）は、以下の3つのまつげエクステの装着方法が國井特許の発明の技術的範囲に属しないことを明確に認めるものとなりました。

施術方法1

地まつげよりも細い直径のまつげエクステを、複数本取り出して、グルーを塗布した後、地まつげに固定する作業を1本のまつげに対して1回の作業で行うことにより、複数本のまつげエクステが装着されることを特徴とするまつげエクステンション用人工毛の装着方法の代表的な例

- ・ [参考図面](#)
- ・ [判定 2017-600002](#)

施術方法2

地まつげよりも細い直径のまつげエクステで、複数本のまつげエクステがその一方の端の部分で一体となっているものについて、その端の部分にグルーを塗布した後、地まつげに固定する作業を1本のまつげに対して1回の作業で行うことにより、複数本のまつげエクステが装着されることを特徴とするまつげエクステの装着方法の代表的な例

- ・ [参考図面](#)
- ・ [判定 2017-600003](#)

施術方法3

地まつげよりも太い直径のまつげエクステを、1本の地まつげの異なる場所に対して固定する作業を繰り返し行うことにより、複数本のまつげエクステが装着されることを特徴とするまつげエクステの装着方法の代表的な例

- ・ [参考図面](#)
- ・ [判定 2017-600001](#)

これらの3つの方法は、「ボリュームラッシュ」といわれる施術方法の代表的なものですと、私どもは以前からこのような「ボリュームラッシュ」といわれる施術方法は國井特許に抵触するものではないという見解を公表してきましたが、今回の判定によって、こうした私どもの見解が法律的に正当であることについて「公的なお墨付き」が得られたこととなります。

3. 最後に

このたびのことでは、私どもの大切なお客様・お取引先様にご心配をおかけすることになりましたが、おかげさまでひとつの区切りを迎えることができました。

私どもといたしましては、まつげエクステ市場が全体としてますます創意と活力にあふれた市場になっていくよう切磋琢磨するとともに、お客様・お取引先様にこれまで以上に喜んでいただけるようテクニックとホスピタリティの向上を目指して日々努力を重ねていきたいと存じますので、旧倍のご愛顧・ご支援をよろしくお願い申し上げます。

2017年4月13日

株式会社 EYELASH BEAUTY JAPAN
PERFECT LASH
代表取締役 大須賀明美

株式会社ラッシュドールジャパン
ミスアイドル
代表取締役 石原 瞳

株式会社マイ・イルカ
S.REGGINA JAPAN
代表取締役 大石里美

株式会社 LADYCOCO JAPAN
LADYCOCO
取締役 切石まみ

美まつげエクステ grace
代表 森川 里美

株式会社 AG JAPAN
BLINK LASH STYLIST&CARE
代表取締役 住吉まり子

株式会社アイラッシュガレージ
代表取締役 伊藤雅樹

株式会社ジルフィー
Lashest lash couture
代表取締役 中野沙耶香

株式会社 COCO
代表取締役 加藤 真紀